

とみや放課後児童クラブ利用に関する同意書

令和 年 月 日

富谷市長 あて

保護者

住所

氏名

私は、(児童の学年*・氏名) _____ 年 _____ 月 _____ 日 に関して、とみや放課後児童クラブ利用にあたり、以下の事項について、内容を把握し、遵守することに同意します。 *令和9年4月1日時点の学年をご記入ください。

- 1 とみや放課後児童クラブの職員との間で、児童の育成支援について連携・協力を行うこと。
- 2 とみや放課後児童クラブにおいて、小学校等の関係機関と児童の生活状況に関し、情報交換や情報共有を図ること。
- ※ 本同意書に基づき取得した情報については、とみや放課後児童クラブでの活動に必要な範囲以外で利用いたしません。
- 3 保護者が就労等を行わない状態になるなど、とみや放課後児童クラブの利用要件を満たさなくなった場合や、保護者の就労等の状況を確認できない場合は、登録を取消すことがあること。
- 4 利用時間は、**保護者の就労（通勤時間を含む。）や疾病等の実態をふまえた時間帯のみ**利用することが原則であること。
- 5 保護者が虚偽の申込みを行った際は、登録を取消す場合があること。
- 6 児童が正当な理由なく長期にわたって欠席している際は、登録を取消す場合があること。
- 7 保護者が正当な理由なく、保護者負担金を滞納した際は、登録を取消す場合があること。
- 8 入会後に他児に危害を加えるなど、集団生活を送ることが困難な状況が起きた場合には、登録を取消す場合があること。
- 9 利用児童の送迎は、保護者等同居親族の責任において行うこと。また、勤務の都合によりやむを得ず上記以外の者が送迎を行う時は、必ず事前に児童クラブに連絡するとともに、その者の身分を証明できるものを提示すること。
- 10 利用児童のお迎えは、通常利用の場合は18時まで、延長利用の場合は19時までに必ず迎えに来ること。定められた時間を遵守できない場合は、登録を取消すことがあること。
- 11 とみや放課後児童クラブへの登校時やとみや放課後児童クラブからの下校時の事故やトラブルについては、保護者の責任として対応すること。
- 12 保護者がとみや放課後児童クラブの職員や利用者に対して、暴言など信頼関係を失うような行為があった際は、登録を取消す場合があること。